

新監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、新潟市長から監査の結果等に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、これに係る事項を次のとおり公表します。

令和5年4月27日

新潟市監査委員 古 俣 誉 浩  
 同 伊 藤 秀 夫  
 同 五十嵐 完 二  
 同 串 田 修 平

監査結果等に基づく措置

令和4年度第2期定期監査及び行政監査結果報告（令和5年1月26日新監査公表第13号）分

監査の結果等 (指摘・意見)内容	措 置		
	措置実施部署	改善措置または対応措置 (措置実施日)	再発防止措置 (措置実施日)
<p>《指摘事項》</p> <p>南区役所建設課では、窓口でコピー代等の収納事務を行っているが、会計課にすり銭交付を申請せず、職員が私金ですり銭22,000円を用意し、所属内金庫で管理していた。詳細な経緯は不明であるものの、確認できる限りにおいては、平成26年頃から私金で立て替えており、また、所属長はその事実を認識していなかった。</p> <p>新潟市財務規則第102条第2項では、保管する公金を私金と混同してはならないと規定している。窓口において収納事務を行うのであれば、それに係るすり銭は当然に公金で用意すべきであり、職員の私金で立て替えてそれに充てることが甚だ不適切であることはいままでもない。このような取扱いは、私金で立て替えた職員に対して、元来自由に使える私金を長い期間同課に預けておかなければならないという不要な負担を強いるだけでなく、万一紛失などが生じた場合に問題が複雑化するというリスクも考えられる。</p> <p>適正な現金取扱事務については、平成28年、29年に立て続けに発生した職員による多額の公金着服事件以降、再三にわたり注意喚起されており、組織全体での万全な業務体制の構築が求められてきた。それにもかかわらず、このような杜撰な管理体制が常態化し、職員の間で疑問視されることなく連続と続いてきた背景には、市が管理すべき資金の公私混同という事柄の持つ深刻な問題性に対する同課の認識が欠如していたといわざるを得ない。</p> <p>同課においては、すり銭の私金による立替えについては既に是正されているが、今後は法令等を遵守し、市民からの信頼に応えるためにも、また不正や事務処理誤りから職員を守るためにも、職員一人一人が法令や規則の趣旨を十分に理解した上で、その職務に対する意識改善について、より一層真摯に取り組むよう強く求めるものである。</p> <p>【合規性】</p>	<p>南区役所建設課</p>	<p>会計管理者に対し、「すり銭資金交付申請書」を提出し、「すり銭」の交付を受け適切な管理を実施した。</p> <p>(令和4年11月10日)</p>	<p>所属として適切な事務処理を行うよう会計事務に関する研修会を実施し、会計事務の基礎知識や心構え等について周知した。</p> <p>(令和4年10月31日)</p>
<p>【制度所管課】</p> <p>会計課</p>	<p>令和4年10月31日付新南建第1324号の「令和4年度すり銭資金交付申請書」の提出を受けて、令和4年11月10日に南区役所建設課へすり銭資金を交付した。</p> <p>(令和4年11月10日)</p>	<p>例年実施される新任係長研修、庶務実務研修等の会計実務研修において、不適切な実例を交えてすり銭資金の管理徹底を周知する。職員ポータル掲示板により、すり銭資金交付申請に関して依頼する。(対象は、新潟市財務規則別表第1記載の所属に限る。)</p> <p>(令和5年3月10日～令和6年3月31日)</p>	
<p>《指摘事項》</p> <p>南区役所建設課で実施した令和3年度単契第2号道路側溝泥土処理作業業務委託（北部地区）にかかる指名競争入札において、2者が同額の最低価格で入札したため、本来であればくじ引きにより落札者を決定するところ、入札事務の基本的な手順を誤認して直後に再度入札を実施した。同課で落札結果を公表した際、入札参加業者から疑義が寄せられたことで誤りが判明したため、再度入札の結果を取り消した上で、後日、初度入札の最低価格入札者2者でのくじ引きによりあらためて落札者を決定した。</p> <p>本件は、一見すると入札手順を是正し、本来あるべき姿に回復させたように見える。しかし、入札参加業者からの疑義が寄せられなければ、本来の落札者が落札できなくなるだけでなく、例え本来の落札者が再度入札により落札したとしても、本来の落札額よりも低額での契約となり不利益を与えるおそれがあった著しく不適切な事案といえる。</p> <p>地方公共団体の契約事務は公正性や公平性が求められており、特に入札事務は正確かつ確実に行われなければならない。最低価格入札者が同額2者以上の場合にくじ引きにより落札者を決定することや、落札者がいなかった場合に再度入札を実施することはマニュアルにも記載されており、入札事務において基本的な手順である。また、入札事務は職員2名体制で手順を確認しながら慎重に実施することが求められており、本件においても2名体制で実施してはいたものの、両名ともこの基本的な手順を認識していなかったことに加え、疑問にすら感じずマニュアル等を確認しなかったことは、入札事務の重要性に対する認識が欠如していたといわざるを得ない。</p> <p>入札事務に従事する職員は、入札事務の誤りが入札参加業者や本市に重大な損害を与えるリスクがあることを十分に認識し、入札の際は事前に手順を入念に確認した上で緊張感を持って臨むとともに、適時マニュアル等を確認するなど慎重に実施しなければならない。今後、同課においては、同じ誤りを繰り返さないためにも、本件を教訓とし、入札参加業者から疑念を抱かれないよう、入札事務に対する職員の意識の向上を図り、正確かつ確実な事務の執行を徹底するよう強く求めるものである。</p> <p>【合規性】</p>	<p>南区役所建設課</p>	<p>初度入札の最低入札金額同額2者でのくじ引きにより、あらためて落札者を決定した。</p> <p>(令和3年4月13日)</p>	<p>契約課のマニュアル更新時などの機会をとらえ係内で研修を行い、知識の保持に努めるとともに、実際の入札時には随時事務処理手順を確認することとした。</p> <p>併せて、入札時に携行する手順書については、稀なケースと言える「くじ引き（同額入札）」、「再度入札」、「入札不調」などについて大きな見出しを付け、即時確認、対応ができるようにした。</p> <p>また、令和5年2月に契約課を招いた入札事務執行の研修を実施し、再発防止に努めた。</p> <p>(令和4年12月8日、令和5年2月10日)</p>
<p>【制度所管課】</p> <p>契約課</p>	<p>応急的な対応として、当課職員を含む南区役所職員向け研修会で、事務誤りの事例として当該案件について説明し、適切な手順による入札事務の執行を徹底するよう指導した。</p> <p>(令和5年2月10日)</p>	<p>「物品等契約事務の手引き」の同額入札の説明に、誤って再度入札を行うことがないよう注意喚起の文言を追加した。</p> <p>(令和5年3月24日)</p>	